

平成 23 年 11 月 15 日

お客様各位

関 信 用 金 庫

## 「中小企業金融円滑化法」に基づく体制整備等の措置の概要および 対応措置の状況の開示について

平素は格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「中小企業金融円滑化法」に基づき、当金庫がとった体制整備等の措置の概要および平成 23 年 9 月末時点での対応措置の状況について、下記の通りお知らせいたします。

### 金融円滑化基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

#### 1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

#### 2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っています。

- ・ 本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定し、「金融円滑化マニュアル」を定め、金庫全体に周知しています。
- ・ 金融円滑化管理責任者を融資部担当理事と定め、金融円滑化管理責任者は適切な金融円滑化管理態勢整備・確立のための権限を有し、定期的にまたは必要に応じて随時、理事会、常勤理事会及び監事等に対して当該措置の状況について報告しています。

- ・ 「金融円滑化対策委員会規程」を定め、理事長を委員長とする「金融円滑化対策委員会」を設置して、金融円滑化の取組みが適切に行われるように管理しています。
- ・ お客様への経営相談、経営指導、経営改善を行うために経営支援室を設置しており、「経営改善支援取扱規程」を定め、経営不振に陥っているお客様に対して、経営改善計画策定のための支援および経営改善実行のための助言・進捗管理に努めています。
- ・ 与信取引に関するお客様への説明を適切かつ十分に行うための「与信取引の説明マニュアル」について、条件変更に対し尚一層適切に対応するために改正いたしました。
- ・ 当該措置の状況を適切に把握するため、関係する帳票等は5年間保存いたします。

#### 【営業店の体制】

金融円滑化責任者	部店長
金融円滑化担当者	融資役席者
金融円滑化苦情相談窓口	コンプライアンス担当者

### 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

関信用金庫 業務部 電話番号 0120-21-8156（フリーダイヤル）  
受付時間 平日午前9時～午後5時

法第4条に基づく措置（中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込があった場合における対応措置）の実施状況について

法第4条に基づく措置の実施状況

貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年	平成22年	平成22年	平成22年	平成22年	平成23年	平成23年	平成23年
	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2,510	7,632	13,640	19,606	23,605	28,194	32,932	39,488
うち、実行に係る貸付債権の額	728	6,205	12,188	17,802	22,927	27,235	31,598	36,987
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	19	19	19	63	95	95	141
うち、審査中の貸付債権の額	1,781	1,360	1,367	1,652	457	706	979	2,093
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	46	64	131	156	158	258	265
うち、信用保証協会等による債権の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	127	1,130	2,191	3,274	4,086	5,003	5,956	7,012
うち、信用保証協会等による債権の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	2	2	2	17	49	49	65

法第4条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：件）

	平成21年	平成22年	平成22年	平成22年	平成22年	平成23年	平成23年	平成23年
	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	146	525	898	1,295	1,634	1,932	2,239	2,591
うち、実行に係る貸付債権の数	70	427	784	1,187	1,544	1,840	2,118	2,431
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	2	2	2	4	6	6	13
うち、審査中の貸付債権の数	76	87	100	87	62	61	80	111
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	9	12	19	24	25	35	36
うち、信用保証協会等による債権の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	8	112	205	329	409	499	583	697
うち、信用保証協会等による債権の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	1	1	1	2	4	4	7

法第5条に基づく措置(住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込があった場合における対応措置)の実施状況について

法第5条に基づく措置の実施状況

貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	150	306	544	691	796	1,056	1,201	1,281
うち、実行に係る貸付債権の額	18	147	316	503	574	743	912	1,027
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	5	16	16	40	40
うち、審査中の貸付債権の額	118	102	114	40	49	138	59	24
うち、取下げに係る貸付債権の額	13	56	113	141	155	158	188	188

法第5条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	15	36	62	78	90	109	125	131
うち、実行に係る貸付債権の数	1	15	31	56	66	77	92	102
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	2	3	3	5	5
うち、審査中の貸付債権の数	13	15	19	4	4	11	6	2
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	6	12	16	17	18	22	22